

○保育の必要性の認定（給付認定）

令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市区町村で給付認定を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件は、以下をご覧ください。



※ この案内では手順1の手続きについてお知らせしています。手順2以降の手続きについては別途ご案内します。

1 保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

▽保育することが困難な状況と認定期間

事由	要件	認定期間
1. 就労	1か月において、月64時間以上労働している場合 ※休憩時間を含めて計算します。なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 同居親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中（起業準備を含む）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月（★）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末まで

★ 認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

2 保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

千葉市にお住まいの方について、申請には以下の書類が必要となります。必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。

□子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法30条の4第2号又は第3号） □保育の必要性を確認するための書類（1）
□その他状況に応じて必要な書類（2）

（1）保育の必要性を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。対象となる方は、保護者及び18歳以上65歳未満（認定月の初日時点）の同居されている方全員です。（住民票上で世帯分離している場合でも必要です。）

▽事由ごとの必要書類

事由	提出書類		備考
1. 就労	会社等に雇用されている方	就労（内定）証明書（★）	雇用主の証明を受けてください
	自営業	自営業等就労（内定）証明書（★）及び右記のうちどちらか一つの写し	・自営を証明するもの（営業許可証・開業届等） ・収入を証するもの（前年分の確定申告書等）
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）		母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ
3. 保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書	保育が困難である旨の記載があるもの
	障害の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	該当するもの 氏名、障害名及び障害等級がわかるページ
4. 同居親族等の介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等		診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの
5. 災害復旧	り災証明書		
6. 求職中（起業準備を含む）	承諾書		様式は現在検討中のため、改めてご案内します
7. 就学・職業訓練	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）		翌3月に卒業予定の方は4月以降の証明書類も提出してください

1、4、7の事由については、月64時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★ 千葉市所定の様式があります。千葉市のホームページよりダウンロードするか、各園にて入手してご利用ください。

なお、就労（内定）証明書部分（中段～下段）は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

（2）その他状況に応じて必要な書類

▽保護者の状況に応じて、以下の書類が必要な場合があります

提出該当事由	提出書類	備考
ひとり親家庭◆	児童扶養手当証書、戸籍謄本又は遺族年金証書の写し	
保護者が離婚調停中等で別居状態◆	・父母の居住状況に係る申立書 ・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等	離婚調停中等であることを明らかにできる書類
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し	

3 保育の必要性の認定（給付認定）の申請方法

千葉市にお住まいの方について、申請方法は以下のとおりとなります。認定が必要な時期によって申請書の提出先が異なります。審査の結果については、後日、区こども家庭課から申請者へ通知します。

認定が必要な時期	申請書の提出先	提出期限	備考
無償化開始前	在籍する園	在籍する園の指定する提出期限	提出期限後は、随時入園と同様に各区こども家庭課に申請
次年度4月一斉入園	在籍する園	在籍する園の指定する提出期限	提出期限後は、随時入園と同様に各区こども家庭課に申請
随時入園	在籍する園の所在する各区のこども家庭課	給付認定希望日の前月10日まで (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)	

4 現況届について

給付認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

<みなし認定について>

平成31年4月1日以降に、保育所利用の申込等で、子どものための教育・保育給付の支給認定証（2号又は3号）の交付を受けた方で、かつ有効期間が失効していない方については、給付認定に係る通知書を送付予定です。ご不明な点は幼保運営課または各区こども家庭課へご相談ください。

<注意事項>

給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、各区こども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ変更届及び必要書類の提出等をお願いいたします。

なお、詳細については、幼保運営課または各区こども家庭課へご確認ください。